

新潟県国民健康保険団体連合会

理 事 会 議 事 錄

令 和 5 年 12 月 19 日

W E B 会議により開催

出席者 WEBによる理事本人の出席 8名  
書面による出席 8名

開会 午前10時30分

## 開会宣言

(渡邊総務課長が開会宣言を行う。)

## 理事長挨拶

### 【新潟県国民健康保険団体連合会 小林理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて例年ですと、次年度の「手数料案」につきましては、「当初予算案」とともに、年明けの2月理事会でご審議いただいておりますが、このたびの【審査支払手数料の改定案】につきましては、引上げ額が大きくなりましたことから、本日の理事会を開催して、ご審議いたしました。

また、本日の理事会に先立ちまして、去る11月7日に全保険者の担当課長等による「幹事会」を開催し、【令和6年度における審査支払手数料等の改定案】を提示しまして、幹事の皆様にご説明をさせていただいたところであります。

本会では、ここ数年の単年度収支赤字においても、手数料の引上げをお願いせずに、繰越金を充当しながら運営をしてまいりましたが、現状では非常に厳しい財政状況となっております。

今後、国保被保険者数の減少による手数料収入の減少が確実に見込まれることに加え、令和6年度以降の「国保総合システム」等の開発経費や運用費の増大に伴い、国保中央会へ支払う負担金の大幅な増額改定が提示されております。

これらによる影響を試算した結果、現行の手数料単価での対応は困難であり、各保険者の財政状況も厳しさを増す中、大変心苦しい限りではありますが、手数料の引上げをお願いすることとなりました。

本会といたしましても、業務の効率化を計画的に行いながら、一層の経費節減を図り、効

果的な事業の運営に努める所存でありますので、手数料の引上げにつきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の理事会は、【令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定案について】及び、【臨時総会の開催について】の二議題をご審議いただきます。

このあと、事務局より説明がございますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

## 議 事

### 【議長 小林理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。  
差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

### 【議長 小林理事長】

異議がないようでありますので、私から指名させていただきます。

三条市の滝沢市長さん、柏崎市の櫻井市長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案審議に入ります。

まずははじめに、議決事項の「(1) 令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定(案)について」、事務局の説明を求めます。

### 【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。

本日は大変ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは議決事項「(1) 令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定(案)について」ご説明いたします。何故このような引上げが必要なのか、そこに至る状況とシステム更改費用や改定をお願いする手数料等についてご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。要旨の一つ目の○でございます。本会基幹業務である診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査支払業務は、「国民健康保険法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、県内国保保険者、広域連合から委託を受けて実施し、業務委託料として診療報酬審査支払手数料、電算処理手数料等を頂き運

営しております。

二つ目の○でございます。近年、審査支払業務の収支状況は、被保険者数減少に伴うレセプト取扱件数の減少、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの継続による取扱件数の減少に伴う収入減少により、国保・後期とも単年度収支赤字が続いております。記載の表は「県内被保険者数」、「レセプト取扱件数」の平成30年度から令和4年度までの推移でございます。国保被保険者数は、県の人口減に加え、短時間労働者の社会保険適用拡大もあり減少の一途を辿っており、相関し、取扱件数も減少しております。後期高齢者では、被保険者数は増加しているものの、取扱件数はコロナ拡大前に戻っておりません。

2ページをお開きください。直近5カ年の診療報酬審査支払関係業務の収支状況です。国保、後期とも単年度収支赤字ですが、繰越金を充当しながら運営してきました。

中段の○になります。今ほど説明した状況に加え、更には国の施策、記載はございませんが、具体的には規制改革会議での指摘からの各種の検討等により、「医療費の審査支払機関が我々国保連合会と社保の支払基金の二つ必要なのか、必要ならばシステムの共通部分は共通化せよ」ということで「システムの整合性と効率化の実現」に向けて策定されたのが、ここに記載の「審査支払機能に関する改革工程表」で、この遂行、デジタル化、クラウド化の方針により「国保総合システム」等の開発・運用費用の増加に伴い、国保中央会から負担金の大幅な増額改定の提示がされております。国保中央会とは私どもと上下関係はございませんが、全国の国保連合会を取りまとめている団体で、各種の全国標準システムを開発・運用しております。

左の図は中央会が作成した「改革工程表」の概要で、工程表は「第一段階」と「第二段階」あり、右の実施状況に記載の一つ目の点、令和6年度「第一段階」についての負担支払は完了し、中段からの二つ目の点「第二段階」の対応は、現在、厚生労働省、デジタル庁、支払基金、国保中央会において具体的な要件整理を行っております。

また、記載はございませんが、国保中央会は、この「改革工程表」の実現により、将来的にシステムのクラウド化や集約化による一元管理を通じ、効率的、安定的なシステムの実現、支払基金との共同開発による開発経費の減、審査効率化による人員、財源を活用した保険者支援の拡充が可能になると説明しております。

3ページをご覧ください。一つ目の○です。過去の決算における収支赤字の対応では、保険者の負担増を回避するため、繰越金の充当、様々な経費削減対策を講じ、手数料引上げはお願いせず運営してまいりましたが、今後の国保被保険者数の減少加速による手数料収入減少が確実に見込まれ、令和6年度以降の国保総合システム等の開発・運用費用の増大に伴う中央会負担金の大幅増額改定が予定されていることにより、様々な影響を試算した結果、現行の手数料単価での対応は困難であることから、手数料増額改定をお願いせざるを得ない状況となりました。

二つ目の○でございます。ここまで説明してきた状況を踏まえ、9月28日に国保主

管課長等会議にて手数料改定を説明し、ご意見、ご質問を頂き、これらを踏まえ、11月7日に本会機関会議である令和5年度第2回幹事会において、改めて「令和6年度手数料（案）」を提案し、原案のとおり理事会へ提案することをご了承いただきました。

例年は「次年度手数料（案）」及び「当初予算（案）」等の審議は、2月に開催する理事会並びに通常総会ですが、この度の手数料増額改定は、引上額が大きく、影響も大きいことから、本日の理事会を開催させていただき、改定についてご審議いただくこととさせていただきました。

4ページをお開きください。確認事項として「改定する手数料及び改定理由」を記載してございます。

「(1) 国民健康保険関係手数料」においては、改定をお願いする手数料は記載の3種類でございます。「1 診療報酬審査支払手数料」、「2 共同電算処理手数料」は我々の収入となり、「3 レセプト電算処理システム関係負担金」は国保中央会へ支払う負担金となります。さらに、「1 診療報酬審査支払手数料」の財源は国保の保険料でございます。「2 共同電算処理手数料」、「3 レセプト電算処理システム関係負担金」は原則的に市町村の一般財源からとなります。それぞれの現行単価、主な用途、改定理由等は記載のとおりで、説明につきましては割愛させていただきます。「1 診療報酬審査支払手数料」は、参考として記載してございますが、直近の改定は平成9年度で、以降、3回減額改定し、平成24年度から現行手数料でございます38円としております。引上げにつきましては、承認いただければ27年振りということになります。この要因は、紙処理からデータ処理が増え、コンピュータ技術の進歩によりまして、大型汎用機での処理からクライアントサーバ方式での処理となり、費用が低減したこととございます。

5ページをご覧ください。「(2) 後期高齢者医療関係手数料」も3種類でございます。名称と額に若干の違いはございますが、内容は国保とほぼ同じでございます。違いにつきましては、「1 診療報酬審査支払手数料」につきまして、広域連合は連合会の会員ではございませんので、この審査支払手数料会計から会務運営費として会費相当額を一般会計に繰出をしてございます。こちらは制度開始された平成20年度から引上げではなく、段階的に減額改定を行ってまいりました。

6ページをお開きください。「2. 令和5年度各都道府県国保連合会の各種手数料単価」につきましては、大変お手数ではございますが、資料をお付けしました「別添資料1」をご覧ください。この表は令和5年度、令和4年度の各都道府県国保連合会の手数料をお示しするもので、中段の太枠囲みが本県でございます。本県の国民健康保険の手数料単価は、全国で安価な順に数えますと、令和5年度は2番目、令和4年度は3番目、後期高齢者医療につきましても、令和5年度は7番目、令和4年度は6番目であることをお示してございます。

続きまして、「3. 保有する積立資産の状況」につきましてご説明いたします。大変恐縮ですが、こちらも「別添資料2-1」をご覧ください。こちらに記載の5つの資産が、

厚生労働省通知に基づき積立が認められた資産でございます。それぞれ積立上限額が定められ、令和 4 年度末現在、合計で約 25 億円保有しております。表の下、欄外に「洗い替え方式」と記載がございますが、こちらはこの表の一番上段の「財政調整基金積立資産」、下から 2 段目の「ICT 積立資産」がその対象でございます。これは、当年度に積み立てた額を翌年度全額取崩し運営費に充て、年度末に新たに上限額の範囲で積み立てる単年度精算方式を行うこととされております。それぞれの当該年度手数料収入の 10 分の 1、10 分の 3 が積立上限で、それ以上に積み増しができるものではございません。

続きまして、「別添資料 2-2」をお開きください。こちらは、先ほどご説明いたしました ICT 積立資産での積立状況でございます。今後は、システムのクラウド化に伴いましてサーバ機器等の調達が不要となります。そのため、減価償却引当資産は積み立てできず、今後、システム開発費・運用費等はこの積立資産を充当することとなります。この表の見方は、一番上段の国保特別会計の左の欄に約 2 億円が記載してございますが、これは積立上限額で、令和 5 年度手数料収入の 30% の額となっております。この欄の一番右の合計をご覧ください。こちらは、令和 5 年度の積立予定額で、先程の積立上限額に対しまして、保有率は 92.66% となることをお示ししております。下段の後期の特別会計では、約 3 億 3,000 万円の積立上限に対しまして、右欄の保有率は 16.69% であることをお示ししております。

続きまして、資料 No.1 の 4 にお戻りください。「4. これまでの主な経費削減対策」として、本会が実施した対策を記載してございます。

「(1) 診療報酬審査支払業務のシステム化・業務改善等による従事職員数の適正化」といたしまして、審査支払業務の従事職員の推移を平成 22 年度から記載してございます。平成 22 年度は 114 名、令和 5 年度は 73 名となっておりますが、これは紙処理からデータでの処理が徐々に増えまして、参考にあるとおり、国保総合システムの導入が平成 23 年 10 月からで、こちらによりまして、大型汎用機での処理からクライアントサーバ処理が進み、職員の作業が減少したことによる退職者不補充によるものでございます。

「(2) システム回線の適正化」により年額で約 3,100 万円、「(3) 基幹系システムのハウジングに係るデータセンター集約化」、いわゆるサーバ機器の保守運用でございますが、こちらに係るデータセンターの集約で約 1,000 万円、「(4) DX の推進」ということで、昨年度から進めておりますが、府内システムクラウド化による機器調達、保守費用が不要となり、府内 WI-FI 環境の整備と WI-FI の使用によりまして、府内 LAN 敷設、管理が不要となってございます。

「(5) 基幹系 PC の台数削減」は 6 年度から始める予定でございますが、基幹系パソコンの台数削減と、職員間、審査委員間との共用の実現により、調達・保守費用の削減を目指しております。

続きまして、「5. システム更改等に必要な財源確保について」でございます。「(1) 「審査支払機能に関する改革工程表」(国保総合システム更改) 関係」の第一段階の開

発経費は、令和 4 年度から令和 5 年度で、総額 362 億円でございます。記載のとおり、全国の国保連合会で約 240 億円を負担し、本会の負担分は 4 億 2,000 万円で、財源は減価償却引当資産等でございます。不足分につきましては、国・政府方針に基づき実施する更改であるとし、総額約 111 億円の国庫補助が措置されてございます。

中段の運用経費は、令和 6 年度は現行の 93 億 7,000 万円から 134 億 8,000 万円と、41 億 1,000 万円の増加を提示されており、本会は国保分で約 1 億 2,200 万円、後期分で約 6,000 万円の引上げが提示されてございます。この引上げは、運用費用でございまして、一時的なものではなく継続的な費用であり、この対応が今回の手数料増額改定をお願いする一番の要因でございます。なお、※印で記載のように、厚生労働省からは保守・運用経費に対する国庫補助は認められないとの方針が示されております。

8 ページをお開きください。第二段階の開発経費は、国保中央会の概算では令和 6 年度から令和 7 年度で約 400 億円が見込まれ、令和 5 年度補正予算は 11 月 29 日に国会で可決成立し、国庫補助 25 億円が措置されておりますが、これは先程の保守・運用経費の縮減を図るための機能見直しに対してでございまして、この開発費への補助ではございません。今後も国庫補助獲得要請は行ってまいりますが、国保総合システム分として減価償却引当資産等は第一段階の開発分担金支払に充当し、現在保有額がなく、不足分につきましては ICT 積立資産等を充当する予定としております。

令和 8 年度以降の運用経費は未定でございます。令和 5 年度補正予算での国庫補助 25 億円で、国保総合システムの機能見直し等のシステム最適化により保守・運用費用の縮減を図るとしておりますが、場合によっては審査支払手数料の改定や、必要に応じて、私どもで保有しております繰越金、財政調整積立資産、ICT 積立資産の充当も想定しております。

「(2) 国保総合システム以外の全国標準システムの更改・クラウド化関係」でございますが、囲みに記載のシステムが、今後、更改、クラウド化が予定されている全国標準システムでございます。全て市町村、保険者での事業と密接に関わりのあるシステムでございます。開発経費につきましては国庫補助要求を行っていくとともに、それぞれ準備しております減価償却引当資産等に加え、ICT 積立資産を充当し、運用費用につきましては国保中央会負担金改定状況によっては、手数料の改定、必要に応じて繰越金、財政調整積立資産、ICT 積立資産の充当を想定しております。

9 ページをご覧ください。ここまで大変長くなりましたが、本会の財政状況等、システムの更改・運用に関する状況等をご説明しました。

本日の本題の議決事項になりますが、令和 6 年度における診療報酬審査支払手数料の改定につきまして、「1. 手数料の算定に係る考え方（案）」につきましては、(1) の令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年におきまして同単価で事業運営できるよう算定しました。これは、頻繁な改定は保険者様の予算編成での支障となることが懸念されるためでございます。

(2) の令和 7 年度決算時におきまして、ICT 積立資産保有率を 100% とする。これにつきましては、令和 8 年度予定の第二段階の国保総合システム更改に係る開発・運用費用の増額改定に備え、国規程による保有限度額を確保し、増額改定時の財源確保と保険者への過度な負担の回避又は激変緩和を図るためございます。

(3) といたしまして、国保、後期における特別会計の形式収支、いわゆる繰越金の取り扱いについてでございますが、令和 5 年度の見込額、国保は約 2 億 4,000 万円、後期は約 4,000 万円でございますが、これを下限とし、令和 6 年度以降も維持できるよう手数料額を算定したいと考えております。これは、令和 8 年度に予定されております国保総合システム更改に係る中央会の負担金の増額改定に対する保険者への負担増の影響を回避、緩和するためでございますし、令和 6 年度更改では国庫補助が約 111 億円交付されておりますが、万が一、第二段階での更改に対し国庫補助が交付されない場合、保険者様に極力ご迷惑をお掛けしないための備えでございます。

10 ページお開きください。具体的な改定金額でございますが、「2. 国民健康保険関係手数料の改定（案）」につきましては、(1) といたしまして、レセプト電算処理システム等負担金は、現在 2 円 89 銭いただきしておりますが、これを廃止し、審査支払手数料へ含めて頂戴したいと考えます。この廃止理由につきましては、平成 4 年度の厚労省発出の内かんに基づく取り扱いとするためでございます。この内かんでは、国保中央会が開発するレセプト電算処理システム経費につきましては、審査支払手数料に加算し、保険者から徴収するとされておりましたが、内かん発出年度の平成 4 年度から平成 11 年度まで、この経費に対し保険者に国の一部助成がされていたことから、平成 12 年度以降、助成が廃止されました現在に至るまで継続しておりました。今回を機会に内かんの取扱いとするものです。この影響につきましては、廃止によりまして市町村保険者での一般財源負担が減少いたしますが、手数料に含めることで納付金に算入され保険料の増加要因となります。

「(2) 診療報酬審査支払手数料」は、レセプト 1 件 38 円と今程の 2 円 89 銭を合算した 40 円 89 銭から 72 円 23 銭と、大変恐縮ではございますが、31 円 34 銭の引上げをお願いいたします。理由につきましては、11 ページをご覧ください。この理由①になりますが、国保被保険者減少とレセプト取扱件数減少に伴う事業費財源減収の対応と、②の令和 8 年度の国保総合システム更改に係る開発費用等の財源確保に向けました ICT 積立資産への積立分として、先ほどの 31 円 34 銭のうち 11 円 49 銭はこちらの分でございます。③といたしまして、国保中央会に係る令和 5 年度までの保険者から徴収する負担金単価と中央会支払単価との収支差異の改善、④といたしまして、令和 6 年度における国保中央会負担金増額対応分として、引き上げ額 31 円 34 銭のうち、19 円 85 銭がこちらの分ということになります。

続きまして「(3) 共同電算処理手数料」は、レセプト 1 件 20 円から 21 円 93 銭と 1 円 93 銭の引上げをお願いするものでございます。具体的な影響額は、大変お手数ではござ

ざいますが、別添資料3の「国保審査支払手数料等の改定に伴う保険者別の影響額」をご覧ください。こちらは、令和4年度実績額との比較でございます。この各保険者における、今回の引き上げをお願いする手数料の影響額を保険者別に記載してございます。ちなみに、県全体での手数料改定に伴う影響額を被保険者一人当たり年額とし、令和4年度実績を被保険者数で単純に割り返しますと、年額721円94銭だったものが、令和5年度では見込額を被保険者見込数で割り返すと、年額1,317円、年にいたしますと、お一人当たり年額595円の増額となる影響でございます。

続きまして、「3. 後期高齢者医療関係手数料の改定（案）」でございます。「(1) 診療報酬審査支払手数料」は、レセプト1件55円から73円40銭と18円40銭の引上げをお願いいたします。改定理由につきましては、令和6年度以降の後期請求支払システムのクラウド化と、第二段階の国保総合システム更改に係る開発費用等の財源確保に向けたICT積立資産への積立てございます。

12ページをお開きください。「(2) 代行等共同電算手数料」はレセプト1件20円から21円77銭と1円77銭の引上げ、「(3) レセプト電算処理システム特別分担金」につきましては、国保中央会へ支払う負担金の財源になりますが、レセプト1件3円22銭から9円93銭と6円71銭の引上げをお願いするものでございます。

続きまして、「その他」でございますが、(1)の令和8年度以降の手数料につきましては、各種システムのクラウド移行、改修に伴う国保中央会負担金の増額動向、令和7年度までの取扱件数の推移等を考慮いたしまして、やむを得ず増額改定、又は剩余额の増加によります減額改定が必要となった場合には、早期の情報提供と令和7年度における機関会議を開催し協議させていただきます。また、こちらに記載はございませんが、今後引上げの有無に関わらず、手数料の見通し等につきまして、状況を毎年度ご報告させていただきたいと考えております。

「(2) 今後のスケジュール」につきましては、本日の「本議案のご承認」と、次の議案でございます「臨時総会開催」のご承認をいただくことが前提になるので、記載は予定となっておりますが、令和6年1月19日（金）11時からWEB方式にて臨時総会を開催させていただき、「令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定について」ご審議頂きたいと思います。

13ページをご覧ください。こちらの日程は例年の流れになりますが、令和6年2月15日（木）14時から理事会と、詳細の日時は今後の調整となりますが、2月下旬に第155回通常総会を開催し、記載の事項についてご審議頂く予定としております。

以上で、大変長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

### 【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明がありました、議決事項の（1）につきまして、ご質問等がござい

ましたら、挙手をお願いします。

**【柏崎市 櫻井市長】**

柏崎市でございます。今ほどの説明、基本的には了解しました。私の方が基本的に不勉強でございますので、いくつか教えてください。まず、今回の改定は幅の大きなものと承知しております。先ほど前段の方でご説明いただきました今回の幅の大きい理由は、先ほどの改定理由 11 ページにありますように、国保総合システムの更改が大きい理由だと思うのですが、この部分は、それに伴った国保中央会への負担金の増額というのも大きいわけですけれども、これは結果的に全国でも同じようなことが行われているはずです。そうすると、別添資料の 1 で見させていただいた各県の手数料、今まで新潟県は国保においては全国において 3 番目に低かったということでしたけれども、これが結果的に全国で同じような値上げといったものが行われるとすると、新潟県は今回この値上げが承認されれば 72 円 23 銭になるわけです。そうすると結果的にそれぞの他県も同じような値上げが行われたとすると、この 72 円 23 銭が全国ではどのくらいの位置付けになるかということは、皆さんのお見込みがあれば教えていただきたいという部分がますございます。

**【事務局 石井事務局長】**

では、これについてお答えさせていただきます。現在私どもの方では国保中央会の方で調査しておりますが、明確な数字については掴んでおりませんが、やはり他県では引き上げる連合会と引き上げない連合会がはっきりしております。というのは、それぞれの財政状況が違うものと、この引き上げを見込んで、既に数年前から引き上げしていた連合会もございます。また、直近ですと、新型コロナワクチンの接種費用等、委託を受け、私どもは住所地外の部分だけをお引き受けし、運営をしておりましたが、場合によっては、全県、全道で請け負ってかなり収益が上がっておりますので、その分を充当することで全く上げない、若しくはそれを充当する、若しくはほかに収益事業、例えば駐車場の賃貸とか、ビルや部屋を貸しているとか、色々各県で状況が違いますので、一概に全て引き上げるというところではございません。ただ、今のところの見込みでは、来年度は繰越金を充当しながらやるという連合会でも、再来年度は引き上げざるを得ないというところで状況をつかんでおりますが、今のところ具体的な額、全国でこれぐらい上がるというのは正直掴んでおりません。

**【柏崎市 櫻井市長】**

そうしますと、例えば私ども新潟県は、よく比較されるのが人口規模ですとか、若しくは、県域の面積ですとか、長野県と似ているとよく言われます。長野県は別添資料 1 を拝見しますと、令和 5 年度の段階で国保は 60 円、新潟県は 38 円という形で差が付いていますけれども、それぞれ今ほどお話があったように、それぞれの県で財政事情が違ったり、また、

コロナでの対応が違つたりという形で、みんな異なった事情があるのだろうと承知しています。具体的に 40 円が 72 円に上がると、31 円 34 銭上がるというのはかなりの上げ幅だと思います。新潟県と同じに、これだけ一気に上げるというのは、皆さん情報で他県においてあるのかないのかということと、もう一点、今回国とのシステムと統合するという形で、いわゆる昔ながらの言葉で言えば「合理化」が図られるのだろうと思います。このシステムに、国保総合システムの最適化という形の中で、これにもお金がかかるから新潟県としての負担分を払うわけですけれども、結果的に新しいシステムを更改することによって、新潟県連合会そのもののコスト、事務処理コストというものはいくら削減されることになるのかが分かれば教えていただきたいと思います。

#### 【事務局 石井事務局長】

最初に、どれぐらいのコストが削減できるかというご質問ですけれども、実は、お示しした従事者人数は平成 22 年度からでございますけれども、こちらの方は国保総合システムが入ってからでございますが、その前は、大型汎用機で処理していたころは紙での処理でございますので、この時点で 150 名近い職員がいましたが、この国保総合システムが入ることによって、かなり職員数が減少しております。コンピュータ処理に変わった時点でこのくらい削減しているわけですけれども、今後大幅に職員が減少するのかという問い合わせと、中々減少しない、いわゆるこの分がすぐにコスト低減に繋がるかとは中々言えない部分でございます。というのは、コンピュータシステムが変わったことによって、その効果は出てしまっていると、あとは、システムがどんどん、AI 等、コンピュータチェックが進むとするならば、審査に係る職員数というのは減っていくものだと思いますけれど、具体的にどれくらい減るかということに関しては、今のところお答えできない状態でございます。

あと、金額的なもので言いますと、今まで国保総合システムの減価償却引当資産を積んでおりましたけれども、システムがクラウド化するということで、その分積み立てる必要がございませんので、年額ですと、7,100 万円ほどコストダウンし、その分 ICT に積める余裕ができています。

#### 【柏崎市 櫻井市長】

新潟県の今回の上げ幅は、他県においても同じように 4 割近く上がるわけですね。

#### 【事務局 石井事務局長】

情報につきましては、正直掴んでおりませんけれども、上げ幅につきましてはかなりの上

位の方になると思います。というのは、この38円というのが、平成24年度から続いているのですが、その間、収支赤字が続いていたのですが、繰越金を何とか充当しながらやっていたというのがございまして、本来であれば38円で運営はできなかつた状態でございますが、赤字だったのですけれども、繰越金を充当して運営できていた、本来であればもう少し手数料を引き上げるべきだったのかなというふうには今思っております。

#### 【柏崎市 櫻井市長】

分かりました。実は当市も水道料金を3割近く今度上げないといけないものですから、それは今お話し頂いた同じような料金で、二十数年ぶりに上げるわけですけれども、それが結果的に3割近くになってしまふという形で、国保はそれよりもさらに大幅なアップなものですから伺いました。

ただ前段の部分の、これはちょっと何とか検討していただきたいと思いますけれども、DXだとかITだとか何とかという言葉になりますけれども、せっかくこういった合理化をするという形で、共用できる形で合理化できるものが、実際に事務処理コストが削減できないということは、やっぱり合理的な話ではないわけなので、少なくともこのシステムの更改に私ども新潟県国保連合会も入ることによって、やはり少しでも合理化が進められて経費が削減できるということは、どこかしらでやっぱり考えていかなければならぬと思います。そのことは是非頭においていただければと思っております。私の方からは以上でございます。失礼しました。

#### 【事務局 石井事務局長】

おっしゃるとおりでございます。承知いたしました。

#### 【議 長 小林理事長】

ありがとうございました。他にございませんか。

#### 【建築国保組合 佐藤理事長】

私どもも13日に理事会がありまして、全て理事の皆さんに説明しましたけれども、診療報酬とか介護とか新型コロナとか色々な問題が出てるということで、少しでも削減を検討できないかということを理事の皆さんにも言われました。私どもではよく言われますけれども、新潟の場合は他の都道府県と違つて、雪国で厳しい状態があるわけですよ。あと、システム化とかそういうのは、業者に委託、丸投げではなくて、もう少し交渉とかが可能な

いかということで理事の皆さんからも言われました。ただ赤字と言っても、それを事務局側で色々精査して、少しでも対応してもらいたいということを我々の理事会の皆さんにも言されました。以上です。

### 【議長 小林理事長】

はい。他にございませんか。他にご質問、ご意見はないようありますので、それでは、賛否意見書によるご意見が出されておりますので、事務局から説明してください。

### 【事務局 石井事務局長】

昨日の午後、佐渡市渡辺理事より「賛否意見書」により「令和6年度における診療報酬審査支払手数料等の改定（案）」については「反対」との意見書を頂戴しました。「反対理由」を読み上げさせて頂きます。

手数料改定の必要性については理解しているが、物価高騰等の影響を考慮し、改定時期の延期もしくは段階的な改定等、保有財源を最大限活用することを踏まえて対応を行うべきと考える。

現在、各保険者（市町村）は低所得者等への経済対策に取り組んでいるところであり、大幅な増額改定を行う時期として適当ではない。特に低所得者層が多い国民健康保険加入者に負担を求め理解を得ることは困難であり、収支赤字やシステム開発費等といった内部的な財源不足への対応は、保有財産を最大限活用したうえで、改定の時期と額を調整していく必要があると考えます。

上記のとおり意見書を提出いたします。

との意見書をもって反対意見を頂戴しました。こちらにつきましては、佐渡の渡辺理事の反対される理由についてはごもっともでございまして、本会としましても深く憂慮するところでございます。しかしながら、この度の引上げ額は、国保中央会システムの運用費に係る増額改定が一番の要因でございます。これが一時的な費用ではなく継続的な負担が必要となる費用でございます。

令和6年度から保有財源を充当することで、額、時期の調整は可能ではございますが、令和8年度の工程表第二段階での開発・運用費の増額に係る財源不足によって、これ以上の大幅な手数料改定をお願いする必要が生じるため、保有財源、積立金等の充当は難しいと考えます。また、第一段階、令和6年度の更改では約111億円の国庫補助が措置されましたが、

状況によりまして万が一措置されない場合の想定も必要と考えます。

現在、保有財源といたしまして財政調整積立資産、ICT 積立資産がございますが、こちらは国により積立上限が定められ、特に財政調整積立資産の積立上限額・保有額は少額であり、また、ICT 積立資産については、第二段階、令和 8 年度の開発・運用費用及び今後クラウド化が予定されている各種システムの財源と考えてございます。

つきましては、何卒ご理解を賜りたいのですが、本日は書面でのご出席でございますので、ご意見を頂戴できないことから、改めてお時間を頂戴し直接ご説明したいと考えております。以上でございます。

また、先ほどの建築国保の佐藤理事さんからのご要望がございましたが、私どもといたしますと、積み立てる財源等を活用することは可能でございますが、それをした場合に、令和 8 年度の更改費用で今以上の負担をお願いせざるを得ない形となりますので、中々その部分で今以上のお願いすることは困難でございますので、何卒今回の負担につきましてはご理解を賜りたいという風に考えてございます。

また、この中央会のシステムの価格につきましては、国と中央会、開発ベンダによる交渉のため、私どもの方で交渉するというのは難しいというところでございます。以上でございます。

### 【議 長 小林理事長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、他にご意見ご質問等ないようありますので、お諮りをいたしますが、議決事項「(1) 令和 6 年度における診療報酬審査支払手数料等の改定（案）」につきまして、ご承認いただき、臨時総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

### 【議 長 小林理事長】

それでは、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

続きまして、議決事項「(2) 臨時総会の開催（案）について」事務局の説明を求めます。

### 【事務局 石井事務局長】

続きまして、議決事項「(2) 「臨時総会の開催（案）について」ご説明します。資料No.2 の 1 ページをお開きください。臨時総会を 1 月 19 日金曜日午前 11 時から、WEB 会議にお

いて、本日ご審議いただいた案件についてご協議いただきたく開催するものでございます。以上で説明を終わります。

**【議長 小林理事長】**

只今、事務局から説明のありました議決事項の（2）につきまして、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。

ご質問等ないようありますので、議決事項の「(2)臨時総会の開催（案）について」原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【議長 小林理事長】**

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(特になし)

**【議長 小林理事長】**

特にないようありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議が、すべて終了いたしました。

折角の機会でございますので、皆さんから何かございましたらお願ひいたします。

特にないようありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉

会

閉会 午前11時20分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 6 年 2 月 8 日

議

長

井 手 利 壱



令和 6 年 2 月 16 日

署名理事

滝 汎 亮



令和 6 年 2 月 21 日

署名理事

木 田 道 之

